

別表第六類の項下欄第四号中、「回転窓用へいそく装置」を、「回転窓用閉塞装置」に、「さく」を「柵」に、「鉄線じゃかこ」を、「鉄線蛇籠」に、「扉のへいそく装置」を、「扉の閉塞装置」に、「針金さく」を、「針金柵」に改め、同項下欄第六号中、「鍵 鍵用金属製リング」を、「鍵 鍵用金属製リング」に改め、同項下欄第十一号中、「金属製荷役用パレット」を、「金属製荷役用パレット 金属製輸送用コンテナ」に改め、同項下欄第十五号中、「金属製ビット 金属製ホロード」を削り、同項下欄第十八号中、「犬用鎖」及び、「金属製貯金箱」を削り、同項下欄第二十二号中、「金属製飛び込み台」を削る。

別表第七類の項下欄第一号(四)中、「ガス溶接機」を、「アーク溶接装置 ガス溶接機 金属溶断機」に改め、「電気溶接機」を、「電気溶接機 電気溶接装置」に改め、同項下欄第五号中、「乾燥機」を削り、同項下欄第六号(二)中、「乾燥機」を削り、同号(七)中、「熱風乾燥機」を削り、同項下欄第七号(一)中、「製パン機」を削り、「製めん機」を、「製麵機」に改め、同項下欄第八号(三)中、「ベニヤ製造用乾燥機」を削り、同項下欄第十六号中、「陸上の乗物用の動力機械の部品」を、「及び動力機械器具の部品」に改め、同項下欄第十六号(七)を同号(六)とし、同号(二)から同号(六)までを「ずつ繰り下げ、同号(一)を同号(二)とし、同号(二)の前に次のように加える。

(一) ボイラー  
給水加熱器 空気余熱器 蒸気過熱器 蒸気過熱低減器 ストーカー 船用ボイラー 灰捨て機械器具 陸用ボイラー

別表第七類の項下欄第十八号(三)中、「乾燥機」を削り、同項下欄第二十五号中、「業務用攪はん混合機」を、「ガソリンステーション用装置 業務用攪はん混合機」に、「業務用切さい機」を、「業務用切さい機 自動販売機」に、「電動式カーテン引き装置」を、「電動式カーテン引き装置 電動式扉自動開閉装置」に改める。

別表第八類の項下欄第二号(一)中、「にぎりばさみ」を、「握りばさみ」に改め、同項下欄第六号中、「アイロン(電気式のものを除く。)」を、「アイロン」に改める。

別表第九類の項下欄第二号(六)中、「隠蔽率測定紙」を、「隠蔽率測定紙」に改め、同項下欄第三号中「遮断機」を、「遮断器」に改め、同項下欄第四号を次のように改める。

四 太陽電池 電池

- (一) 太陽電池
- (二) 電池

乾電池 湿電池 蓄電池

別表第九類の項下欄第七号中、「現像用、焼付け用、引き伸ばし用又は仕上げ用の機械器具」を、「現像用、プリント用、引き伸ばし用又は仕上げ用の機械器具」に改め、同項下欄第十三号(八)中、「拡声機械器具」を、「ECレコーダー 拡声機械器具 携帯型オーディオプレーヤー」に改め、同号(九)中、「デジタルカメラ」を、「デジタルカメラ デジタルフォトフレーム」に改め、同号(十)中、「キャビネット」を、「キャビネット 携帯電話機用ストラップ」に改め、同項下欄第十六号(一)を次のように改める。

(一) 電子応用機械器具

イ 電子計算機及びその周辺機器

光学式マウス スキャナー 電子計算機 電子計算機用ディスプレイ装置 ハードディスクユニット プリンター

ロ 電子応用静電複写機 電子式桌上計算機 電子辞書 ワードプロセッサ

ハ ガイガー計数器 高周波ミシン サイクロトロン 産業用X線機械器具 産業用ベーター

トロン 磁気探鉱機 磁気探知機 地震探鉱機械器具 水中聴音機械器具 超音波応用測深器 超音波応用探傷器 超音波応用探知機 電子応用扉自動開閉装置 電子顕微鏡

別表第九類の項下欄第十六号(三)中、「トランジスター」を、「トランジスター 発光ダイオード」に改め、同項下欄第十八号を次のように改める。

十八 科学用人工衛星

別表第九類の項下欄第十九号を削り、同項下欄第二十号を同項下欄第十九号とし、同号を次のように改める。

十九 家庭用テレビゲーム機用プログラム 業務用テレビゲーム機用プログラム 携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM

別表第九類の項下欄第二十一号を同項下欄第二十号とし、同項下欄第二十二号を同項下欄第二十一号とし、同項下欄第二十三号を削り、同項下欄第二十四号を同項下欄第二十二号とし、同項下欄第二十五号中、「消火栓」を、「消火栓 消火ホース」に、「防火被服」を、「防火被服 防災頭巾」に改め、同号を同項下欄第二十三号とし、同項下欄第二十六号中、「自動車用シガーライター」を削り、同号を同項下欄第二十四号とし、同項下欄第二十七号を同項下欄第二十五号とし、同項下欄第二十八号を同項下欄第二十六号とし、同項下欄第二十九号中、「ガソリンステーション用装置 自動販売機」を削り、同号を同項下欄第二十七号とし、同項下欄第三十号を同項下欄第二十八号とし、同項下欄第三十一号中、「浮袋」及び、「水泳用浮き板」を削り、同号を同項下欄第二十九号とし、同項下欄第三十二号中、「アーク溶接装置 金属溶断機」及び、「電気溶接装置 電動式扉自動開閉装置」を削り、同号を同項下欄第三十号とし、同項下欄第三十三号を同項下欄第三十一号とし、同号を次のように改める。

三十一 水泳用耳栓 潜水用耳栓

別表第十類の項下欄第一号(二)中、「剥離子」を、「剥離子」に改め、同号(三)中、「超短波治療機械器具」を、「超短波治療機械器具 治療用マッサージ器」に改め、「マッサージ器」を削り、同号(七)中、「椎骨矯正器」を、「椎骨矯正器」に改め、同項下欄第二号中、「ほ乳用具 魔法ほ乳器」を、「哺乳用具 魔法哺乳器」に改め、同項下欄第五号中、「病人用便器」を、「睡眠用耳栓 病人用差し込み便器 防音用耳栓」に改める。

別表第十一類の項下欄第三号中、「混銹炉」を、「混銹炉」に改め、同項下欄第五号中、「火鉢類」を、「ストーブ類(電気式のものを除く。)」に改め、「こたつ」を削り、同項下欄第六号を次のように改める。

六 ボイラー(機械部品を除く。)

別表第十一類の項下欄第九号中、「業務用食器乾燥機」を、「業務用食器乾燥機 業務用食器消毒器」に改め、同号(二)中、「業務用食器乾燥機」を、「業務用食器乾燥機 業務用食器消毒器」に改め、同項下欄第十二号を次のように改める。

十二 化学繊維製造用乾燥機 牛乳殺菌機 収穫物乾燥機 飼料乾燥装置 製パン機 ベニヤ製造用乾燥機

別表第十一類の項下欄第十六号中、「いすを除く。)」を、「椅子を除く。)」に改め、同項下欄第十九号中、「加湿器」を、「加湿器 家庭用超音波美顔器 家庭用電気浄水器」に改め、同項下欄第二十三号中、「和式便器用いす」を、「和式便器用椅子」に改め、同項下欄第二十四号中、「かいる かいる灰」を「懐炉 懐炉灰」に改める。

別表第十二類の項下欄第一号(二)八を次のように改める。

ハ オール オール受け カヌー用パドル キャブスタン けい船機 スタンション ステイヤー ハッチカバール 船側はしご 船舶用防舷具 船用信号標識 ハッチくさび ハッチクリート

ハッチバツテン ハッチポード ボートカバール ボートダビット ボートチョック 丸窓

別表第十二類の項下欄第四号(二)中、「座席カバール」を、「座席カバール 自動車用シガーライター」に改め、同項下欄第七号中、「車いす」を、「車椅子」に改める。